

不特定多数の者が利用する建築物(簡易な整備・簡易設備の設置)

対象用途	対象規模
診療所 (患者の収容施設を有しないもの。)	用途に供する部分の床面積の合計が 200平方メートル未満の施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館または演芸場	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000平方メートル未満の施設
集会場 (すべての集会施設の床面積が200平方メートル以下のもの)	
展示場	
ホテルまたは旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場	
公衆浴場	
料理店	